

10. 少年補導状況

(単位：人)		(各年12月31日)				
年	総数	刑法犯少年			特別法 犯少年	ぐ犯不良 行為少年
		計	刑法犯少年	触法少年		
平成 3	151	46	35	11	-	105
平成 4	198	39	30	9	-	159
平成 5	210	30	22	8	-	180
平成 6	258	28	14	14	1	229
平成 7	179	29	18	11	3	147
平成 8	232	53	50	3	1	178
平成 9	217	74	54	20	-	143
平成 10	157	29	20	9	-	128
平成 11	150	29	17	12	-	121
平成 12	188	35	21	14	-	153
平成 13	272	66	40	26	-	206
平成 14	229	47	35	12	2	180
平成 15	294	47	43	4	2	245
平成 16	308	49	35	14	7	252
平成 17	269	37	34	3	-	232
平成 18	137	23	22	1	1	113
平成 19	174	29	29	-	1	144
平成 20	130	30	20	10	1	99
平成 21	100	20	15	5	1	79
平成 22	154	15	14	1	-	139
平成 23	185	22	19	3	-	163
平成 24	129	20	16	4	1	108
平成 25	68	7	7	-	-	61
平成 26	67	9	9	-	-	58
平成 27	59	13	13	-	-	46
平成 28	33	11	11	-	-	22
平成 29	38	11	9	2	-	27
平成 30	25	4	4	-	-	21
令和 元	39	4	4	-	-	35
令和 2	46	7	4	3	1	38
令和 3	49	1	1	-	1	47
令和 4	34	2	2	-	1	31
令和 5	22	2	2	-	1	19
令和 6	41	6	6	-	2	33
令和 7	25	-	4	-	-	21

資料：大河原警察生活安全課「少年補導状況書」

- 注1. 「少年」とは、20歳未満の者。
2. 「刑法犯少年」とは、罪を犯した14歳以上の少年。
3. 「触法少年」とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。
4. 「ぐ犯少年」とは、その性格、環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年。
5. 「不良行為少年」とは、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年。「ぐ犯不良行為少年」＝「ぐ犯少年」＋「不良行為少年」
6. 「特別法犯少年」とは、刑罰法令以外（児童福祉法・青少年保護条例・毒物劇物取締法等の法律に触れた少年。